

# 台湾における取締役会招集手続きの 瑕疵に関する最近の判例動向

台湾・興国管理學院 財經法律学系  
黄 瑞 宜

## 一 はじめに

下記、いずれも総会決議取消の請求に関する台湾最高法院の判決である。

1. 最高法院97（2008）年度台上字第925号判決および最高法院98年度台上字第871号判決における問題の所在（争点）について：
  - ① 取締役会の招集通知は訓示規定であるか、それとも強制規定であるか？
  - ② 僅か少数の株主によって、主管機関の許可を得て、2000年10月12日に株主招集した臨時総会で、仮決議を作成した後、再び臨時総会を招集するとき、主管機関の許可は必要とされるのか？
  - ③ 株主総会の計算書類について、監察人に目を通させず、当該議案が総会で可決された場合、このような株主総会招集手続きは、法令違反となる瑕疵になるのか？
  - ④ 董事長（社長）が株主総会において解任された後、他の取締役は自ら取締役会を招集することができるのか？
  - ⑤ 取締役会は、ある特定の取締役に対して招集通知を出さなかったが、すでに当該取締役も招集者の一人として招集事由に関することを知っていた場合に、招集手続きに瑕疵があるのか？
2. 最高法院として、初めて取締役会の招集手続き瑕疵の効力について招集通知は強制規定であるとされた判例

—最高法院97（2008）年度台上字第925判決—

### 【事実概要】

- ① 上告人の主張：

上告人であるY（以下では、Yと称する）は、被上告人である会社Xの株主および第5期目の取締役である。Xは民国95（2006）年6月29日に開かれた取締役会における94（2005）年度の財務諸表の議決および95（2006）年度の株主総会召集日程の討論等について、すべて緊急事情では

なかったにもかかわらず、法律に従った取締役会の日の7日前までに、各取締役に対して通知を行わなかったため、取代会の招集につき、法律違反であるとし、また当該取締役会において決議された95（2006）年8月15日に招集した95（2006）年度の株主総会は無効であり、この無効な決議によって開かれた株主総会の招集手続きは違法であると主張した。

② 被上告人の主張：

被上告人であるX（以下では、Xと称する）は、当該取締役会が第5期、第4回目の取締役会の議案に対して、引き続き討論されたものであり、Yが、これに対して第4回目の取締役会を招集する前にすでに知っていた取締役会議案であったとした。また、Yが争った取締役会の招集通知日は、確かに一日のずれはあったが、取締役が取締役会に出席することに対して何らかの影響もなく、重大な瑕疵ではなかったと主張した。また、当該取締役会には15名の取締役が出席し、出席した取締役14名の決議によって、取締役会の決議が可決されたものである。また、この会社には合計23名の取締役がいて、たとえ取締役の全員が出席したとしても、会社法第206条の規定により、僅か12名の取締役の同意を得れば、決議自体を形成することができる。それゆえ7日前までに各取締役、監察人に対して通知を発しなくても、決議の結果に対して何らかの影響もなかったと主張した。

したがって、Xは、当該取締役会の決議は無効ではないし、こうした有効な決議を経た以上、開かれた株主総会の招集手続きは法令に違法がなかったため、Yは株主総会の決議を取り消すことができないと抗弁した。

【判決理由】

「会社の取締役会は、会社業務の執行権限を決定する執行機関である。その権限の行使につき、会議体としてこれを行わなければならない。会社法第203条より第207条までそれぞれ取締役会の招集に関する手続きおよび決議の方法が定められている。その目的は、会社の取締役全員を通して会議に出席し、意見を互換し、正確に会社の業務の執行事項を議決するものである：取締役会の招集手続きに瑕疵がある場合、当該取締役会の効力いかんでは、公司法には明文規定がないものの、取締役会は会社の権力の中枢であり、もっともあらゆる取締役および株主の権益に符合させるように、十分に権力の合法性を確認し、合理的に運営し、およびその決定した内容をなすため、厳格に取締役会の招集手続き、決議の内容をすべて法律の規定に符合するように要求しなければならない。もし、それに違反する場合、当然無効であると認めるべきである。

また、取締役会は緊急な事情があるとき、随時にこれを招集することができる場合を除くほかに、取締役会の招集には、その記載すべき事由を7日前までに各取締役および監察人に対して通知しなければならないと、会社法第204条に明文規定がある。

本件につき、取締役会は会社法第204条の規定にもとづく、通知をしなかった。もしも、緊急な事情がないのであれば、上記の説明にしたがい、当該取締役会の招集手続きは法律に違反した

ものであり、それになされた決議は無効である」。原審は会社法第204条の本文が訓示規定であると判断したのは、妥当でないとしている。

### 【検討】

この判例は、最高法院より取締役会の招集通知が強制規定であるとした初めての判断である。学説によれば、「会社法第204条の規定では、招集の通知は必ず事由を記載すべきであるとともに、書面をもってこれをなすことである。原則として決議を開く前までに通知すべきであるが、緊急な事情がある場合には、7日間の制限を受けなく、随時にこれを招集することができる。この際にも、原則として書面をもって行うべきである。定款に別の規定があれば、その規定にしたがう。

また、もし、取締役会を招集する時、一部の取締役にその通知を漏らし、取締役会の決議に出席できなく、その漏らした未通知は、決議の結果に影響を与える虞があるのであれば、当該取締役会の決議は当然無効であるとしている<sup>1)</sup>。

言い換えれば、取締役会についても、瑕疵が軽微で決議の結果に影響を及ぼさない場合は、救済の餘地を認めてよいということになるのであろう。

これに対して、日本法は、取締役・監査役（新会社法第383条の規定では、監査役も原則として取締役会への出席義務があるとしている）の全員が同意すれば、招集通知を省略することもできる（新会社法第368条2項；旧商法第259条ノ3）という明文規定が設けられている。台湾会社法では、招集通知の省略に関する明文規定を設けていないが、次の3. で述べるように、最高法院は、取締役会の招集通知の条件を緩和するようになった。すなわち、最高法院は、出席した取締役の同意を得れば、招集通知を省略することができるようになることを認めた。

### 3. 最高法院として、初めて取締役会の招集手続きが省略できるようになったことと招集通知が緩和されるようになった判例

—最高法院98（2009）年度台上字第871号判決—

### 【事実概要】

#### ① 上告人の主張：

A電化会社（以下では、A会社と称する）の株主であるX（被告、控訴人、被上告人、以下では、Xと称する）は、主管機関の許可を得て、2000年10月12日において株主臨時総会を招集し、元董事長Y（原告、被控訴人、上告人）を解任するための仮決議を作成した。そして、同年同月30日に第2回目の臨時総会が行われ、上記に関する仮決議を可決させた。

ただし、第2回目の臨時総会の開会通知は僅か少数の株主に対して行なわれ、主管機関の許可

をも経ずに、勝手に臨時総会を招集することは、その総会の決議自体が無効であると主張した。

また、A会社の取締役甲は、Yの取締役の職務が解任されたので、もはや董事長でなくなるとの理由で、2000年11月7日に取締役会を開き、X1と二人で互選によって、甲を董事長として選任した。しかし、当時のA会社は、取締役の欠員はすでに3分の1を超えていた。そのため会社法第201条の規定により、臨時総会を招集し、取締役の補選を行わなければならなかった。勝手に甲を董事長として選任させてはいけない。

しかるに、甲は取締役会を2001年11月18日に権限もなく董事長の身分として招集したため、2001年12月25日に招集された臨時総会の取締役会決議は、無効に属すべきである。こうした招集権のない甲により招集した総会も無効であり取り消すべきである。それに加え、A会社は会議の前に、計算書類を監察人に提供していなかった、そしてそれを株主に閲覧させるよう会社に備えていなかった。さらに、利益配当および欠損填補の決議は、定時総会によって行うべきであるが、それに従わず、88年度および89年度の利益配当案を可決させたことは、違法であり、取り消すべきである。よって、株主総会の決議は無効であり、取り消すことができる。それによって選任された取締役の5人も有効ではない。したがって甲は会社との間に委任関係が不存在であると、上告人Yは主張した。

## ② 被上告人の主張：

A会社は家族企業であり、総会通知は、歴年、ただ各代表者の住所に発送するだけである。かつ2000年10月30日の臨時総会は、前回臨時総会の引き続きであり、主管機関の許可を得ることを必要としない。したがって、第2次の臨時総会は無効ではない。また、Yの取締役という職務はすでに解任されていた。当時取締役の欠員は3分の1に達していたが、新たに董事長を選任しなければならなかった。そのため、2000年11月7日の取締役会で董事長として当選したのは合法であって、取締役会を招集する権限があるとともに、取締役会で臨時総会の決議の招集を作成することもできる。また、当該臨時総会を開いたとき、A会社には監察人がいなかったため、会議の前に計算書類を監察人に提供することができなかった。ただ、あらゆる会計書類は株主に閲覧させるため、すべて予めA会社に備えていた。したがって、88年度および89年度の利益配当案を可決させたことは、違法ではないと主張した。

## 【判決理由】

A会社の株主は主管機関の許可を得て2000年10月12日に株主臨時総会を招集したとき、その出席した取締役が法定の規定による発行済み株式総数の3分の1以上に達していなかったため、元董事長Yを解任する仮決議を作成した。即ち、会社法上（原告、被控訴人、上告人）Yを解任するための仮決議を作成した。法改正前の会社法第175条後段の規定によれば、仮決議後一箇月以内に、再びその仮決議のために株主総会で決議をしなければならないとしている。そのためYは当該規定にしたがい、第2回目の株主総会を招集することは、主管機関の許可を必要としない。

そして、株主総会の招集手続きまたはその決議方法が、法令または定款の規定に違反する場合、株主は決議の日より一箇月以内に、法院に対してその決議を取り消す訴訟を提起することができる。Xは、第2回目の臨時総会の開会通知を僅か少数の株主だけに対して行なわれたと主張したが、たとえ事実であっても、また招集手続きにも違法であるが、A会社の株主は決議の日より一箇月以内に、法院に対して、その取消訴訟を訴えなかったゆえ、決議が無効であるとは言い難い。

法改正前の会社法第208条第3項には、董事長が欠席、あるいは何らかの理由で職権の行使ができなかった場合の代理規定が設けられている。株式会社においては、董事長の死亡、解任、辞職によって、補選されなかった場合、あるいは取締役の人数が足りなかった場合、上記会社法第208条の規定を類推適用することができる。

しかしながら、A会社は本来5名の取締役がいたが、X4の辞職および取締役兼董事長Yが合法的に解任されたことにより、A会社は僅か3名の取締役が残り、法改正前の会社法第201条1項、2項の規定によって、取締役の欠員が3分の1に達したため、取締役を補選しなければならないとしている。

A会社ではそのとき取締役の職務を代行する人により職務が代行されていなかった。また、副董事長さえいなかった。そのため、法改正前の会社法第208条の規定によって、残された3名の取締役により取締役会を招集し、取締役甲とX1との互選によって董事長を選任した。そして、甲は董事長として2001年11月28日に取締役会を開き、2001年12月25日に株主総会を開くことを決議した。甲は再び取締役会の名義で、当該株主総会を開いたのである。

したがって、当該株主総会においては取締役の改選を行うとともに、甲をA会社の董事長として選任し決議したことは、無効とはいえない。

また、会社法第228条、229条および230条は、株式会社に関する計算書類の作成および審査に関する規定であり、株主総会の招集手続きあるいは決議の方法とは関係なく、当該規定に違反しても、株主総会の招集手続きに違反するための取消理由とはならない。また、会社法第231条の規定では、計算書類が株主総会の決議で承認された以上、取締役と監察人の責任が解除されると看做す。

取締役会の招集については、招集事由を記載し、7日前までに各取締役および監察人に通知しなければならない。ただし、緊急な事情がある場合には、随時にこれを招集することができる。会社法第204条には定めがある。取締役会は取締役の全員により会議で意見の交換を通して、詳細に討論された後、会社の業務方針を決定するわけである。そのため、必ず開会の前に各取締役に開会の内容を十分に理解させ討論しなければならないのである。

A会社は取締役の欠員が3分の1に達した後、監察人もいないがため、残りの3名の取締役により取締役会を招集し、甲とX1との間に互選し甲を董事長として当選させたことは、すでに述べた。残りの3名より取締役会を招集した以上、そもそも招集事由を知っていたのであって、再び書面をもって7日前までに取締役に通知する必要がない。

したがって会社法第204条の規定にしたがわなくとも、取締役会における決議は法令違反によって無効になるとは言い難い。

【検討】

本判決の意義については、まず、最高法院は、最高法院97(2008)年度台上字第925号判決によって、会社法第204条の規定は、強制規定であるとしたが、本判決で取締役会の招集通知の条件が緩和されるようになり、出席した取締役の同意を得れば、招集通知を省略することができるように認めた。

すなわち、争点5に基づき、取締役会はある特定の取締役に対して招集通知をしなかったにもかかわらず、当該取締役も招集者の一人として招集事由に関することを知っていた場合には、招集手続きには瑕疵があるのかについて、本判決は「取締役会の招集については、招集事由を記載し、7日前までに各取締役および監察人に通知しなければならない。ただし、緊急な事情がある場合には、随時にこれを招集できると会社法第204条には定めがある。取締役会は取締役の全員により会議で意見の交換を通して、詳細に討論された後、会社の業務方針を決定するわけである。そのため、必ず開会の前に各取締役に開会の内容を十分に理解させ討論しなければならないのである。

A会社は取締役の欠員が3分の1に達した後、監察人もいないがため、残りの3名の取締役ににより取締役会を招集し、甲とX1との間に互選し甲を董事長として当選させたことは、すでに述べた。残りの3名より取締役会を招集した以上、そもそも招集事由が知っていたのであって、再び書面をもって7日前までに取締役に通知する必要がない」としている。

しかしながら、本判決に関する判例評釈を評した王志誠教授は、「結論につき妥当であるが、その立論の基礎については、共同に取締役会を招集した3名の取締役が明示または黙示によって招集手続きの省略を同意するか否かという観点から出発するほうが正確である」<sup>2)</sup>と述べている。

そして、争点4に基づき、董事長が株主総会において解任された後、他の取締役は自ら取締役会を招集することができるのかについて、本来なら、会社法第203条の規定で、董事長が原則として取締役会の招集権者であるとしている。しかし、董事長が取締役会を招集しない場合に関する例外的な措置の規定が設けられていない。本判決は、会社法第208条3項の規定を類推適用することができるようにしている。すなわち、「法改正前の会社法第208条第3項では、董事長は休みあるいは何らかの理由で職権の行使ができなかった場合の代理規定が設けられている。株式会社においては、董事長の死亡、解任、辞職によって、補選しなかった場合、あるいは取締役の人数が足りなかった場合、上記会社法第208条の規定を類推適用することができる。

しかしながら、A会社は本来5名の取締役がいたが、X4の辞職および取締役兼董事長が合法的に解任されたことにより、A会社には僅か3名の取締役が残った。法改正前の会社法第201条1項、2項の規定によれば、取締役の欠員が3分の1に達したとき、取締役を補選しなければならないとしている。

A会社には、そのとき、取締役の職務を代行する人により職務が代行されていなかったし、副董事長もいなかった。そのため、法改正前の会社法第208条の規定によって、残された3名の取締役より取締役会を招集し、取締役甲とX1との互選によって董事長を選任した。また、甲は董事長として2001年11月28日に取締役会を開き、2001年12月25日に株主総会を開くことを決議した。

甲は再び取締役会の名義で、当該株主総会を開いたのである。

したがって、当該株主総会においては取締役の改選を行うとともに、甲をA会社の董事長として選任され決議したことは、無効とはいえない」としている。

本条には董事長に事故などがあるときに備え、その代わりをする者の順序も予め定められている（会社法第208条3項）。

ただし、注意すべきは、2001年に台湾会社法は大規模な改正が行われ、取締役および監察人の解任について、本来の普通決議事項から特別決議事項に改められた。したがって本件は、それぞれ2000年10月12日および2000年10月30日の臨時総会において、仮決議および確認仮決議の方法として2001年法改正前の普通決議によって取締役の解任が行われたのであって、違法ではない。

## 二 現行台湾会社法の概要について

現行の台湾会社法の前身は民国18（1929）年12月30日に立法院により制定され、国民政府により公布されたものである。その後、国民政府は、台湾に遷都した後、民国35（1946）年より民国99（2010）年に至るまで、台湾における社会の経済環境の変遷にともない、会社法の改正は何度も行われてきた。

とりわけ、民国90（2001）年において、会社法の内容を現代化させるため、大規模な法改正が行われた<sup>3</sup>。

その中には、本報告3. で取り上げる取締役会招集手続きの瑕疵に関する判例は、2001年の法改正により、取締役の解任について、株主総会の特別決議事項とすることに改められた（会社法第199条）。その改正の立法理由については、取締役の解任は会社の経営運営に対して重要な影響を及ぼすため、会社法第199条1項を修正し、字句修正を斟酌し、第2項から第4項を追加規定とし、現行の普通決議事項を特別決議事項に改めたとした。新規追加とされた主な内容については、すなわち、取締役解任要件を原則として引き上げるのを明確に規定したのである。

## 三 取締役会招集手続きの瑕疵の概要について

台湾会社法における取締役会は、株主総会により選任された取締役から構成される会議体である（会社法第192条1項）。取締役会は会社の業務を執行する際に、法令、定款または株主総会の決議によるべきである（会社法第193条1項）。また、取締役会の決議は前項の規定に違反し、会社に損害を与えるとき、その決議に参加した取締役が会社に対して損害賠償の責任を負う（会社法第193条2項）。とりわけ、会社法第202条では「会社業務の執行につき、本法あるいは定款の規定は、株主総会により決議されるべきである事項を除くほかに、すべて取締役会の決議より之を行わなければならない」と明文規定されている。本条は株主総会の権限と取締役会の権限をはっきりと区別するため、2001年の法改正で、条文の内容が若干修正されたのである。

しかして、会社の業務を執行するのは取締役会であると定めているが、実際に、会社の業務を遂行するのは、会社法第208条3項の規定にしたがい、原則として董事長を会社の代表とするの

である。また、前述したように、本条は董事長に事故があるときに備え、その代わりとする者の順序も予め定められている（会社法第208条3項）。

また、会社法第203条の規定では、董事長が原則として取締役会の招集権者であるとしているが、董事長が取締役会を招集しない場合に関する例外的な措置の規定が設けられていない。立法上に過ちがあると言わざるをえない。

したがって、愚見によれば、まず、日本新会社法第366条の規定に倣い、原則として、各取締役に招集権限を与えるべきで、取締役は代表取締役であるかどうかに関係なく招集することができる。各取締役が勝手に取締役会を招集すると、無秩序に招集されて、業務執行の決定に混乱が生ずるため、定款または取締役会に基づく取締役会規則によって、特定の取締役にのみ招集権限を与えるとすることもできる<sup>4</sup>。将来に向かって、台湾会社法の改正において参考になればと思う。

そして、株主より取締役会の招集を請求することのできる追加規定を設けるべきである。すなわち、日本新会社法は平成17年の法改正で、取締役会設置会社（監査役設置会社及び委員会設置会社を除く）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる（新会社法第367条）こととした<sup>5</sup>。

取締役会の招集手続きあるいは決議の方法に瑕疵がある場合には、当然その決議の効力に影響を及ぼすと同時に、その決議の内容は法令または定款に違反する場合も同様である。取締役会の決議は、総会決議とはほぼ同様な法的性質をもっているが、台湾会社法では、取締役会決議の瑕疵に関する決議の効力について明文規定が設けられていない。

それについて、学説は、取締役会において、招集手続きあるいは決議の方法に瑕疵があるとき、または決議の内容に瑕疵があるときも、利害関係者は、訴えの方法を以って、主張しなくても、いつでもあらゆる方法として、抗弁を以ってその決議の無効を主張することもできる<sup>6</sup>としている。しかし、こうした利害関係者に、いつでもあらゆる方法としてその決議の無効を主張させることができることは、厳格すぎるのではないかと批判する学者もいる。

#### 四 むすびにかえて

会社法第204条の規定では、招集通知に招集事由を記載すべき、7日前までに、各取締役と監察人に通知しなければならないとしている。よって、上記2. に基づく取締役会の招集通知が最高法院として初めて強制規定であるとしたのである。

前述したように、台湾会社法では、招集通知の省略に関する明文規定が設けていないが、上記3. に基づく取締役会の招集通知の条件が最高法院で、緩和されるようになり、出席した取締役の同意を得れば、招集通知を省略することができるように認められた。

したがって、将来において、法改正が行われる際には、最高法院98年度台字第871号の判決および日本新会社法第368条に立法例にならない、招集通知の省略もできるように明文規定するほうが望ましい。

なお、取締役会の決議は、法令または定款に違反する行為であるとき、株主は一定の資格要件



をもって取締役会に対して、その行為を差し止めることができる（会社法第194条）としている。そのほかにも監察人に対してその差止請求権限が与えられている。

台湾会社法は民国55（1966）年に、法改正が行われたとき、日本旧商法の立法例に倣い、各株主権の強化を事前の予防措置として会社の利益を保護するため、株主の差止請求権という規定が追加された<sup>8</sup>。

こうした日本旧商法の立法例より導入された株主の差止め請求権の性質に関する学者の解釈によれば、株主は取締役会の法令または定款に違反するとき、本来なら、それを差し止める有権者である会社自身であるが、もしも、会社がその差止請求権を怠った場合、株主がその享有すべきである差止め請求権を発動するわけであるとしている（柯・304頁）。この際、実質上、株主が会社の代表機関の地位にあたり、株主により代表訴訟を提起する場合との如きである。そのため、差止め請求権および代表訴訟が取締役あるいは取締役会を監督および糺すためであって、いわゆる一種の共益権に属すべきである<sup>9</sup>としている。

しかし、台湾における差止請求権制度においては、日本新会社法第360条のように、明確に取締役の行為は「当該会社に著しい損害が生ずるおそれがあるとき」というような詳細な規定が欠如されており、ややともすれば、株主の権利濫用となる虞があるため、それほど完備しているとはいえない。この点については、別の機会に譲り、さらに研究を深めたいと考えている。

---

1 柯芳枝・公司法論（下）（三民書局・2004年）307頁

2 月旦裁判時報 創刊号・2010年・109頁

3 詳細につき、拙稿の「台湾における取締役の忠実義務(1)」法学ジャーナル第20号・2005年・95頁以下に参照されたい

4 編集代表 酒巻 俊雄／龍田 節・逐条改正 会社法（中央経済社・2008年）550頁～551頁

5 相澤 哲・一問一答 新会社法（商事法務・2005年）127頁～128頁

6 柯・前掲注1・311頁

7 廖大穎・公司法原論（三民書局・2009年）197頁

8 柯・前掲注1・302頁～303頁

9 同前304頁